

(訂正後)

NPO セミナーレポート (東京会場 2013.9.21/13:00~15:00 実施)

タイトル「NPO 法人日本家族問題相談連盟主催 事例勉強会」

講師 笠原ノリ子

参加者 22名

○夫婦問題を取りまく状況 (データから見える情報)

【参考資料】

厚生労働省 HP

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/suikei12/>

《平成24年度 人口動態統計より》

夫婦問題のカウンセリングは個人的な家庭内の問題を取りあつかいますが、分析やアドバイスをするさいに、その背景となる社会環境を無視することはできません。くわえて現代社会では環境変化のスピードも加速度的に早くなっているため世代や育った社会環境のちがいによる多様な常識や価値観が混在していると言われていています。今回は厚生労働省発表の平成24年度人口動態のデータを利用して昨今の社会環境の変化を勉強したいと思います。

まず日本では、昨年1年間の婚姻数 669,000 組に対し離婚数は約 237,000 組で、ともに前年より若干数値が上昇していることが、この統計に表れています。過去最高の離婚率を記録した 2002 年 (平成 14 年) から離婚数は減少傾向にありますが、同じく婚姻数も減少しているため依然として高い離婚率であることに変わりはありません。近年は不況や産後クライシスが原因とされる若年層の離婚が上昇しているため、相変わらず、ひとり親家庭の経済的困窮や少子化対策などへの危機感を持つべき状況であることが数字から察することができます。

少し前にさかのぼると 1972 年 (平成 47 年) には戦後の第一次ベビーブーム (団塊) 世代が結婚適齢期を迎えたことから過去最高の婚姻数が記録されています。この世代では、学齢期から学年二桁のクラス数と 50~60 人学級を越えた中で競争に揉まれたという環境が存在しました。現況では定年後の夫婦再生に悩む離婚相談が多い世代にあたります。また 1987 年 (昭和 62 年) からは日本の株と土地の異常な上昇が呼んだバブル景気となり、団塊ジュニアと呼ばれる子ども世代が結婚適齢期を迎えたため 2001 年 (平成 13 年) までは婚姻数の上昇傾向が見られます。最近では 2011 年の大震災による震災結婚、震災離婚などは記憶に新しく、現在も影響されているカップルも少なくありません。このように変化する社会状

況が合理性を持ちながら恋愛や夫婦・家庭生活に影響を及ぼしていることが分かります。

一方、興味ぶかい点として人口動態の年次推移のグラフでは 1966 年（昭和 41 年）の丙午（ひのえうま）の年には出生率が 25%も下がったことが分かります。丙午生まれの女性は気性が荒いという迷信が流行したことが原因ですが、高度経済成長期の真只中に迷信が流行したということは、人の営みが合理性だけで計るものではないことも分かります。60 年に一度の丙午、つぎは 2026 年ですが影響があるかないかも興味ぶかいところです。

きょう勉強したことは一例ですが、日常生活では書店やコンビニの商品ラインナップや週刊誌の見出しからも流行や社会の傾向を知ることは可能です。たとえば最近の若者気質は現代社会をクールに受け止めているところから「さとり世代」と呼ばれていますが、その特徴はブランドや車などへの物欲が低く、人生や仕事に対し効率性や合理性を優先に考える傾向があり恋愛にも淡泊な傾向があると言われていています。このような世代別感覚の違いや流行語など身近なことへ興味を向けておくことも離婚カウンセラーの大切な情報のスキルといえるでしょう。そして何より大切なのは、その集めた情報を分析やアドバイスに生かすことです。岡野あつこ理事長の実践！離婚カウンセラー講座という言葉どおり経験にまさる勉強はありません。ぜひカウンセラーとし相談の現場で経験を重ねながら多様な情報を使いこなして行ってほしいと思います。

○事例研究（Q&A）

（Q 1）公正証書なしの協議離婚後、小学生のこどもは元妻が養育しており養育費 5 万円を渡している。元妻が再婚をしたので養育費を止めたいが元妻から訴えられるか？

（A）原則として実の親として養育費は払う義務があるとされています。訴えられる可能性がないとは言えません。ただし 5 万円という金額が生活の負担になる場合や再婚により元妻の家計が経済的に豊かになった場合など減額を申し出ることが可能なケースもあります。将来のお子さんの幸せや親子関係にも配慮しながら交渉方法、条件など検討すべきでしょう。

（Q 2）50 代女性です。長年続いた内縁関係の解消に際して注意すべき点はありますか？成人した子どもがいます。

（A）事実婚の解消は戸籍に傷がつかないなど利点もありますが、一方で相続の発生に際してなど不利な点もありますので法律のアドバイスは事前にしておくことをお勧めします。また相談者が 50 代女性ということから解消後の生活設計は法律婚と同じく慎重に計画すべきでしょう。

(Q3) 夫の浮気に対し、私は(相談者)は悪くないと一方的に腹を立てている場合、どのようにして気持ちを落ちつかせ自分の非にも気づかせたらよいか?

(A) 1回のカウンセリングでは溜飲が下がらず、怒り冷めやらぬ相談者もいます。その場合は1週間か10日程度、時間をおいて今後のご自身の幸せについて再来所することをおすすめしています。その間、怒りは夫に向けず、ノートに書き綴るなどの宿題を出したりするのですが、頭から湯気が出るほど怒っている相談者ほど素直だったり、愛情の裏返しで夫への愛情が深いことも多かったです。

(Q4) 風俗は浮気ですか? 風俗は止められるのか? また有責配偶者になるのか?

(A) 転々と風俗店や風俗嬢を渡り歩いて遊んでいるタイプの場合は不貞行為とはいえません。特定の風俗嬢とプライベートな肉体交渉があれば浮気と見なすこともあります。風俗が止められるかどうかは遊ぶ理由にもよると考えます。夫が店を転々とするなど純粋に遊ぶことを楽しむタイプなら自由になるお金を持たせないことで効果が出る場合があります。ひとりに入れ込んで風俗に通うタイプなら、女性として癒しを与えられる魅力ある妻に変身することで解決することができたケースなどがあります。

何度話し合っても風俗遊びを止めてくれず、そのことが原因で夫婦関係が破綻した場合は相手に対し離婚請求ができる可能性があります。

(Q5) 婿養子との離婚問題は難しいか?

(A) 夫婦の離婚と養子縁組の離縁は別々の手続きが必要です。それぞれ双方合意があれば問題はありませんが、離婚と同様に離縁も理由がない一方的な解消はできません。離婚はできてても財産問題などが原因で離縁の話し合いがこじれるケースも少なくありません。こじれた場合、解決のためには調停や裁判の利用が有効だったり、慰謝料等の解決金の支払が生じるケースもあります。

(以上)